

社会福祉法人 西原村社会福祉協議会
備品及びレクリエーション用具等貸出要項

(目的)

第1条 地域におけるふれあい交流事業、地域活性化の取り組みや住民ボランティア活動等を行う地域・団体・グループに、社会福祉法人西原村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品を貸し出すことにより、住民同士の交流促進等、地域福祉活動の更なる活性化につなげることを目的とする。

(貸出しの対象者)

第2条 貸出しの対象者は、次の各号に掲げるものとし、西原村内で使用するものとする。

(1) 西原村内の地域福祉、地域振興や教育、環境、文化、むらづくり等を目的に事業・活動を行う団体や地区自治組織

(2) 地域福祉活動を行うボランティア団体及びボランティアグループ、村内の福祉関係施設

(3) 本会の会員または本会の地域福祉推進事業に協力している団体及び企業

(4) その他会長が認める団体・グループ等

(対象となる活動)

第3条 本会の備品貸出を利用できる活動は、高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭などを対象とした地域福祉活動及び、西原村の地域活性化等に寄与する活動とする。

2 西原村の住民が過半数以上参加・利用することを基本とする

(対象とならない活動等)

第4条 次のいずれかに該当する事業については、貸し出しを行わない。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 個人的な事業や活動

(3) 特定の政党、宗教党を支援する活動

(4) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業・活動

(貸出備品)

第5条 貸出を行う備品は別表のとおりとする。

(貸出の申請)

第6条 備品の貸出を希望する場合は、原則として借受日の1ヶ月前から3日前までに事務局に事前予約を行い、その後、「備品貸出申請書」(様式第1号)を提出しなければならない。

(貸出の審査と決定)

第7条 前条に定める申請書の提出があったときは、本会の事業・活動に支障がなく、利用内容が適当であると認めたときは、備品借用(貸出)許可証・誓約同意書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、原則として貸出日、使用日、返却日とし必要最小限の期間(日数)とする。但し、本会の事業に支障がない場合、又は活動内

容や活動期間、又は天候等を考慮する必要がある場合は1週間まで貸出すこととする。更に、会長が特に必要と認める場合は、これを延長することができる。

(使用料)

第9条 使用料は無料とする。但し、その他必要な消耗品や機械燃料などは全て利用者の負担とする。

(管理責任等)

第10条 貸出備品等を利用するにあたり、利用者は次のことを遵守しなければならない。

(1)利用者は、備品の貸し出しについて、事務局の指示に従うものとし、借用した備品に細心の注意を払い、適正に管理しなければならない。

(2)利用者は、借用した備品を申請時の目的以外に使用したり、または転貸してはならない。

(3)上記の事項を含む「備品借用に関する誓約事項」に同意すること

(備品使用における事故賠償)

第11条 貸し出した備品の使用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、本会は一切責任を負わないものとする。

また、万一、使用者の故意または過失により備品等が破損もしくは紛失した場合、利用者は速やかに本会へ報告し、責任をもってその実費の弁償又は修繕を行うものとする。

(備品の搬出入)

第12条 備品保管場所からの搬出入は、原則として利用者自らが行う。

尚、備品を返却する際は、貸出時の状態に戻した状態で行うものとする。

(備品の返却)

第13条 利用者は、貸出期間満了あるいは満了前に備品を使用しなくなった場合、速やかに返却しなければならない。

2 利用者は、返却に際しては清掃など必要な処置を行い、本会職員の立会いの下で備品を返却するものとする。

3 本会会長は、次のいずれかに該当する場合には、使用者に対して備品の即時返却を求めることができる。

(1)虚偽または不正な手段により、備品の貸し出しを受けたとき

(2)故意または過失により備品を破損したとき

(3)その他この要項に違反したとき

(備品貸出の取り消し)

第14条 備品の故障等により貸出が不可能になった場合、貸出しを取り消すことがある。

(取り消しに伴う特別事項)

第15条 取り消しにより生じた利用者側の損害については、本会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、備品等の貸出しに関する必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要項は、令和3年7月1日から施行する。

貸出の基準として(要検討)

①貸出要項の目的に沿っているか

1. 西原村の住民が過半数以上？参加・利用すること基本とする
村外の方が大半を占める場合は不可

②営利を目的としている場合の目安として

1. 参加者に会費や参加料等の負担を求めるものは不可
2. イベント等で通常値又は通常値を上回る値段での販売は不可
3. // 通常値以下の安価な値段での販売は可

③企業のイベント(法人募金協力企業)

1. 定期的(毎月など)の展示会や商品販売会などは不可
2. 村内の住民も参加する年に数回のイベントは可

④個人経営の商店(法人募金協力なし)

1. 参加者に会費や参加料を求める場合は当然不可
2. お店が提供する有料の食事も営利とみなし不可
3. 可の場合の例
村内の要配慮者を招待するなどのイベント等は可